土地改良法（昭和24年法律第１９５号）第48条第９項において準用する同法第８条第１項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和８年10月30日適当と決定し、その関係書類を県のウェブサイトにおいて同年11月13日から同年12月３日まで縦覧に供する。

令和８年11月13日

香川県知事　池　田　豊　人

土地改良区名	土地改良事業名
高松東南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大股地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）郷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）神子地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）平田池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）吉田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）金崎地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）末峯地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）額池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）引妻地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道事業）川西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）末峯２地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）空川地区
〃	地域計画実現化促進生産基盤整備事業（農道事業）壱の坪地区